

大阪広域水道企業団測量・建設コンサルタント等業務検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、検査の円滑かつ適正な執行及び成果物の品質確保を図ることを目的とし、大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号）（以下「契約規程」という。）第36条第2項の規定に基づき、広域事業部長及び収支等執行者が行う測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタントの業務に係る検査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 測量・建設コンサルタント等業務 測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント、補償コンサルタントの業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）をいう。
- (2) 収支等執行者 契約規程第3条第1号に規定する収支等執行者をいう。
- (3) 監督職員 建設コンサルタント等業務の業務委託契約（以下「契約」という。）の適正な履行の確保に必要な監督を行うため、大阪広域水道企業団請負工事監督職員指定等事務処理要領により指定された職員をいう。
- (4) 検査員 契約の給付の完了確認に必要な検査を行うため広域事業部長が指定した職員をいい、原則として主査級以上の職員をもって充てる。
- (5) 課等 大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第1条各項に規定する課及び同規程第2条第1項に規定する出先機関をいう。
- (6) 完了検査 契約について給付の完了を確認するための検査をいう。
- (7) 指定部分完了検査 仕様書等において、建設コンサルタント等業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分の完了を確認するための検査をいう。
- (8) 出来高検査 契約について給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う既済部分又は引渡しを受ける部分の確認をするための検査をいう。
- (9) 清算検査 契約を解除する場合において行う既済部分又は引渡しを受ける部分の確認をするための検査をいう。
- (10) 検査 第6号から前号までの検査をいう。

(直接検査と指定検査)

第3条 広域事業部長が広域事業部技術管理課技術管理グループ（以下「技術管理グループ」という。）の職員を指定して行う検査を直接検査とし、広域事業部長が課等の職員を指定して行う検査を指定検査とする。

- 2 建設コンサルト等業務における検査は、指定検査により実施するものとする。ただし、広域事業部長が必要と認めるときは、この限りでない。

（検査の実施依頼）

第5条 収支等執行者は、財務課長に契約の締結を依頼したもの又は検査時の契約金額が200万円を超えるものが次の各号のいずれかに該当する場合は、広域事業部長に対して検査依頼書（要領様式第1号）により検査の実施を依頼するものとする。

- （1）受注者から契約について給付の完了（指定した部分の完了を含む。）の届出があったとき。
- （2）受注者から建設コンサルタント等業務の既済部分又は引渡しを受ける部分につき、検査の請求があった場合において、その請求を適当と認めるとき。
- （3）契約を解除するとき。

- 2 前項第1号の給付の完了の届出について、監督職員において建設コンサルタント等業務の完了及び検査に要する成果物の整備の確認がなされていない場合は、収支等執行者は、その届出を受理してはならない。

（検査員の指定）

第6条 収支等執行者は、年度当初に指定検査員予定者名簿（以下「名簿」という。）を広域事業部長に送付するものとする。

- 2 広域事業部長は、指定検査として検査を実施する場合は、原則として、当該建設コンサルタント等業務の監督職員以外で監督職員の所属する課又はグループ以外の職員を前項の名簿の中から、検査員指名書（要領様式第2号）により検査員に指定するものとする。

（検査の実施通知）

第7条 広域事業部長は、前条第2項の規定により検査員を指定した上、検査依頼のあった収支等執行者にあらかじめ検査員氏名、検査の日時、場所等を検査実施通知書（要領様式第3号）により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた収支等執行者は、受注者又はその代理人に、あらかじめ検査の日時及び場所を通知するものとする。

（検査調書の作成等）

第10条 検査員は、検査を完了し成果物が仕様書等と適合が確認されたときは、直ちに検査調書（要領検査様式第4号）を作成しなければならない。

- 2 広域事業部長は、検査調書を検査依頼のあった収支等執行者に送付するものとする。

- 3 収支等執行者は、完了検査又は指定部分完了検査に係る前項の検査調書の送付を受けたときは、速やかにその結果を検査合格書（要領様式第5号）により受注者に通知しなければならない。

（手直し指示）

第12条 検査員は、完了検査又は指定部分完了検査の結果、建設コンサルタント等業務の成果物が仕様書等に適合しておらず、修補が必要と認める場合は、その修補内容を収支等執行者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた収支等執行者は、手直し通知書（要領様式第7号）により受注者に対して修補を指示するものとする。
- 3 前項の修補が完了した場合、収支等執行者は、受注者に対して手直し完了報告書（要領様式第8号）を提出させるものとする。
- 4 前項の連絡があった場合は、収支等執行者は、修補の完了を確認したのち、速やかに広域事業部長に対して手直し箇所の検査の実施を依頼するものとする。
- 5 第7条から前条までの規定は、前項の手直し箇所の検査についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「検査」とあるのは、「手直し箇所の検査」と読み替えるものとする。

附則（平成23年企契第65 - 4号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成26年企契第625号）

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則（平成31年企契第1169号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和3年企技第94号）

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

附則（令和6年企技第582号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。